

国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止
及び国籍法の厳格な制度運用に関する意見書

国籍法の一部を改正する法律が成立し、平成21年1月1日から施行されている。

本改正は、出生後、日本国民である父に認知された子の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも、届出による日本国籍の取得を可能とするために行われたものである。

しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われたほか、国民の間でも偽装認知等の違法行為並びに不正行為を懸念する声がある。

よって、国においては、この法改正の趣旨を踏まえ、偽装認知の防止など国籍法の厳格な制度運用に万全を期されるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
法務大臣	森		英	介	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様